

第 62 期 報 告 書

自平成21年4月1日
至平成22年3月31日

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本
連 結 計 算 書 類 に 係 る 監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本



東都水産株式会社

事業報告

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

1. 当社グループ（企業集団）の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、国内外の大企業の経営悪化や新型インフルエンザの流行等負の要因は多々ありましたが、金融市場の混乱も正常化しつつあり、アジア経済のいち早い回復で2年ぶりに貿易収支が黒字化するなど明るい兆しも見えました。一方、政権交代による国内経済の回復は期待されたほど具現化せず、雇用環境や消費動向も好転しないままで依然として厳しい状況で推移いたしました。

食品流通業界におきましては、景気後退に伴う消費者の可処分所得の減少や節約志向から売上高は伸びず、消費動向がダイレクトに現れるスーパーマーケットにおいては16ヶ月、コンビニエンスストアでは10ヶ月連続の前月比マイナス（平成22年3月現在）という数値に表されるように、大変厳しい状況で推移いたしました。

水産物卸売市場業界におきましては、末端需要の縮小による魚価の下落傾向が止まらず、産地における漁獲枠や漁獲量の減少、市場外流通との競合激化等により取扱数量も減少し、売上高向上に苦戦する非常に厳しい事業環境で推移いたしました。

このような状況のなかで当社グループは、消費者のニーズと消費形態の変化を見極め、グループ会社間の連携を密にすることはもとより、一步進んで、グループ会社と連携しメディア上での取扱商品のアピールや販売先への協力を惜しまず、効率的な集荷・販売に注力することにより、経営基盤の強化を図ってまいりました。

当連結会計年度における部門別の売上概況は次のとおりであります。

当社グループの主要部門である卸売事業では、鮮魚は豊漁のイワシとサンマは前年比をクリアしましたが、主力商品の鮪類は日本近海の本鮪が予想以上に不漁で売上減となりカツオも不漁により単価は上昇したものの減収となりました。ハマチ等養殖魚は単価、取扱数量ともに減少し、他の鮮魚類におきましても単価の高低はまちまちですが、総じて入荷量の減少に

より売上減となりました。

冷凍魚は、数年前より顕著になっている海外諸国の水産物需要増大の影響は弱まり買付けのハードルは幾分低くなりましたが、国内末端需要の縮小により鮪類、イカ類、エビ類など総じて取扱数量が減少し売上減となりました。一方、新規開拓のアフリカ産タコ等は有利な条件の契約の下、一定の成果をあげることが出来ました。

塩干加工品におきましては、筋子、ウナギ、数の子、しらす干など売上は伸びましたが、タラコ、干スルメ、塩鮭等是不漁や売れ口不振により売上減となりました。煉製品等加工食品は、原材料が高止まりしたなかで末端需要の縮小や円高による輸出の減少により売上減となりました。

近年、消費者の食の安全・安心への関心が一層高まるなかで、取引先の実需も多様化し、これに 대응べく集荷・販売への更なる機動性確保とより良い商品の提供を課題に取り組んでまいりましたが、同部門の当年度の取扱数量153,561吨、取扱金額128,527百万円と前期に比べ数量で7.4%の減少、金額で12.3%の減少となりました。

冷蔵倉庫及びその関連事業におきましては、主にAERO TRADING社（カナダ・バンクーバー市）、船橋工場の東水フーズ株式会社が堅調に推移し、また、釧路東水冷凍株式会社等の決算日を変更した影響もあり、同部門の売上高は12,070百万円と前期に比べ52.5%の増加となりました。

不動産賃貸部門の売上高は、経済の停滞感から企業・個人の設備投資が縮小したことにより賃貸ビル等の稼働率と賃料の低下する情勢のなかで、管理物件の稼働率向上に努めましたが684百万円と前期に比べ1.9%の減少となりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は141,282百万円と前期に比べ8.9%の減少となり、経常利益は660百万円（前期は経常損失925百万円）、貸倒引当金戻入額を特別利益に、希望退職者の特別退職金を特別損失にそれぞれ計上いたしました結果、当期純利益は636百万円（前期は当期純損失1,074百万円）となりました。

また、当社の当期売上高につきましては、89,592百万円と前期に比べ12.0%減少し、販売諸経費の削減と売掛金の回収に努め、経常利益は1,091百万円（前期は経常損失816百万円）となりました。貸倒引当金戻入額を特別利益に計上し、関係会社株式評価損等を特別損失に計上いたしました結果、当期純利益は795百万円（前期は当期純損失1,242百万円）となりました。

連結の部門別売上構成につきましては、次のとおりであります。

(単位 百万円)

部 門	売 上 高	構 成 比	前 期 比
水 産 物 卸 売	128,527	91.0%	87.7%
冷 蔵 倉 庫 及 び そ の 関 連 事 業	12,070	8.5%	152.5%
不 動 産 賃 貸	684	0.5%	98.1%
合 計	141,282	100.0%	91.1%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、472百万円であり、主なものは釧路東水冷凍株式会社海運工場の窒素海水氷製造設備の新設工事であります。

③ 資金調達の状況

資金調達につきましては、取引銀行との間で、2,050百万円のタームローン及び1,250百万円の貸出コミットメント、総額3,300百万円のシンジケーション方式による金銭消費貸借契約を締結し、グループ会社を網羅した資金の効率的な運用を実施しております。

なお、平成22年3月31日現在の借入残高は、タームローン1,025百万円であります。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はございません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はございません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はございません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はございません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		第59期	第60期	第61期	(当連結会計年度) 第62期
売 上 高(百万円)		172,594	163,014	155,103	141,282
経 常 利 益(百万円)		1,326	1,051	△925	660
当 期 純 利 益(百万円)		1,116	746	△1,074	636
1株当たり当期純利益(円)		27.73	18.54	△26.80	15.98
総 資 産(百万円)		35,946	31,674	24,581	24,647
純 資 産(百万円)		12,423	11,287	8,781	9,707

(注) △印は、損失を示しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		第59期	第60期	第61期	(当事業年度) 第62期
売 上 高(百万円)		114,953	105,995	101,806	89,592
経 常 利 益(百万円)		602	576	△816	1,091
当 期 純 利 益(百万円)		418	406	△1,242	795
1株当たり当期純利益(円)		10.39	10.10	△30.97	19.98
総 資 産(百万円)		28,573	23,877	18,061	17,501
純 資 産(百万円)		8,888	7,118	5,377	6,078

(注) △印は、損失を示しております。

(3) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況につきましては、次のとおりであります。

名 称	資 本 金 (百万円)	主要な事業の内容	当 社 の 議 決 権 比 率 (%)
(連結子会社)			
㈱ 埼 玉 県 魚 市 場	376	水産物卸売、冷蔵倉庫及びその関連事業、不動産賃貸	100.0
千 葉 魚 類 ㈱	75	水産物卸売	100.0
川 越 水 産 市 場 ㈱	50	水産物卸売	100.0
釧 路 東 水 冷 凍 ㈱	30	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産物の製造加工冷蔵倉庫業)	100.0
AERO TRADING CO., LTD.	(千C\$) 1,362	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産物の製造加工)	100.0
SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.	(千C\$) 2,400	不動産賃貸	100.0 (50.0)
東 京 大 田 魚 市 場 ㈱	125	水産物卸売	100.0
豊 海 東 都 水 産 冷 蔵 ㈱	180	冷蔵倉庫及びその関連事業	100.0 (50.0)
東 水 フ ー ズ ㈱	45	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産物の製造加工冷蔵倉庫業)	100.0

(注) 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合を内数で表示しております。

(4) 対処すべき課題

水産物卸売市場業界におきましては、長引く景気の停滞感、それに伴う雇用・所得環境の低迷などにより消費マインドが冷え込み、また、市場外流通との競争の激化から取扱数量が伸び悩む傾向が更に恒常化し、引き続き厳しい環境で推移すると思われます。

このような状況のなか当社グループは、水産物荷受会社の原点に立ち返り、伸び悩む取扱数量を増加させるべく、新規取引先の開拓を積極的に展開する等、消費者目線での集荷・販売の強化に注力いたしたいと存じます。また、引き続き中長期戦略検討委員会のプロジェクトとして、**マーケティング力の強化、新規分野の開拓、業務の合理化、情報力の強化、組織の整備、企業の社会的責任（CSR）活動の推進、財務強化等**について検討し、コンプライアンス体制の強化を核とした内部統制システムの構築とともに「会社にとって何が必要か」を調査・提言する体制を構築し実行しております。

当社グループは生鮮食料品の安定供給を担う卸売業者としての公共的使命を自覚し、経営の透明性に意を用い常に信頼される企業グループを指標し、業績の向上と経営基盤の強化に努める所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成22年 3月31日現在）

各種水産物及び加工品の卸売業並びに冷蔵倉庫業

(6) 主要な営業所及び工場（平成22年 3月31日現在）

① 当社

東 都 水 産 株 式 会 社	本 社	東京都中央区築地5-2-1
	工 場	同上

② 子会社（9社）

株式会社埼玉県魚市場	本 社	埼玉県さいたま市北区
千葉魚類株式会社	本 社	千葉県千葉市美浜区
川越水産市場株式会社	本 社	埼玉県川越市
釧路東水冷凍株式会社	本 社	北海道釧路市
AERO TRADING CO., LTD.	本 社	カナダ国バンクーバー市
SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.	本 社	カナダ国バンクーバー市
東京大田魚市場株式会社	本 社	東京都大田区
豊海東都水産冷蔵株式会社	本 社	東京都中央区
東水フーズ株式会社	本 社	千葉県船橋市

(7) 使用人の状況（平成22年3月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

部 門	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
水 産 物 卸 売	320 (56)	△24 (△9)
冷蔵倉庫及びその関連事業	116 (110)	△1 (△1)
不 動 産 賃 貸	5 (3)	－ (－)
合 計	441 (169) 名	△25 (△10) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。△は減員を示しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
196 (40) 名	△17 (△5) 名	44.2歳	20.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。△は減員を示しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成22年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,200百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	800
中 央 三 井 信 託 銀 行 株 式 会 社	885
農 林 中 央 金 庫	700

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成22年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 128,000千株
- ② 発行済株式の総数 40,260千株
- ③ 株主数 5,189名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
松 岡 冷 蔵 株 式 会 社	3,170千株	7.96%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,229	5.59
みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託	1,967	4.94
株式会社みずほコーポレート銀行	1,306	3.28
株式会社マルハニチロ水産	1,232	3.09
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,072	2.69
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	916	2.30
株 式 会 社 三 陽	905	2.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	869	2.18
関 本 幸 也	701	1.76

(注) 出資比率は自己株式(445,830株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

(3) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成22年3月31日現在）

会社における地位、担当及び重要な兼職の状況	
代表取締役 社長	関本吉成
代表取締役（事業本部長・総務部門担当） 副社長 川越水産市場株式会社 代表取締役社長	高木邦幸
専務取締役（営業本部長・管理部、特種部、大物部担任）	押方翼
常務取締役（営業副本部長・加工品部担任）	森高規之
取締役（総務部長）	篠崎政文
取締役（経理部長）	青山憲夫
取締役（鮮魚部長・販売促進室担当）	加部久男
取締役（東京冷凍工場工場長） 豊海東都水産冷蔵株式会社 代表取締役社長	石本弘幸
取締役（冷凍塩魚部長）	赤星博之
常勤監査役	中島松壽
常勤監査役	政本富士男
監査役	河合健一郎
監査役 公認会計士	小竹誠

- (注) 1. 監査役河合健一郎氏及び小竹誠氏は、社外監査役であります。
2. 監査役河合健一郎氏及び小竹誠氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役小竹誠氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役 該当事項はございません。

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	9名 (-)	54百万円 (-)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (2)	15 (5)
合 計	13	69

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第45回定時株主総会において月額21百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第46回定時株主総会において月額450万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等における業務執行取締役、社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はございません。
- ロ. 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会及び監査役会への出席状況
河合監査役 取締役会（25回開催）92%出席
監査役会（10回開催）100%出席
小竹監査役 取締役会 60%・監査役会 50%出席
 - ・取締役会及び監査役会における発言状況
監査役河合健一郎氏は、水産業界に係わる情報に精通しており、当該分野における取締役会の意思決定に対し助言・提言を行っており、監査役会においても、必要な発言を行っております。
監査役小竹誠氏は、公認会計士としての専門の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムにつき適宜、必要な発言を行っております。
- ハ. 責任限定契約の内容の概要
該当事項はございません。

(5) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

主に国際財務報告基準の適用に関する助言業務であります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(6) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は職務の執行において取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて適正な職務執行を行い、その状況を取締役に報告する。万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容及び対処案が直ちにコンプライアンス担当役員を通じてトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

また、コンプライアンスマニュアルにおいて反社会的勢力排除を明記し、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することとし、反社会的勢力との関係は断固排除する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な意思決定及び報告に関しては、法令に定めがあるものの他、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程を策定して適切に保存・管理し、取締役、監査役及び会計監査人が何時でも閲覧できる状態を確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、多様化する損失リスクの評価と対応方法の設定を行い、これらをすべて文書化し、経営企画室において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。経営企画室はグループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告し、これを受けた取締役会でその改善策を審議・決定することにより実効性のある損失リスク管理体制を構築する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「中期経営計画」の策定により経営方針の明確化と社内目標を具体化し、「各年度計画」の四半期及び月別の予算管理を実施することにより、業務遂行の進捗状況を把握し、経営資源の最適活用を図る体制を確保する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人の法令・定款遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会を設置してコンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルを策定するとともに、使用人に対して適切な研修体制を整え、各部署にコンプライアンス責任者等の必要な人員配置を行い、コンプライアンスマニュアルの実施状況を管理・監視する。また、内部通報制度等を整備して法令・定款違反等がトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築し、社内での自浄作用を機能させて不祥事の未然防止を図る。
- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
経営企画室は四半期毎に子会社及び関連会社（以下、子会社等と言う。）に関するリスク情報の有無を監査し、子会社等に損失のリスクが発生しこれを把握した場合には、直ちに発見されたリスクの内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築する。また、当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、経営企画室は子会社等の経営企画室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行うなど密接に連携を図る。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務遂行を補助すべき部署として、経営企画室スタッフが兼務するものとする。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役職務の遂行を補助する経営企画室スタッフは、その補助業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、人事、処遇関係については監査役との事前協議を前提とする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は以下の報告を監査役に対して行う。
- イ. 会社に重大な損失を与える恐れのある事実を発見した場合は、直ちに報告する。
 - ロ. 役員による違法または不正な行為を発見した場合は報告を行う。
 - ハ. 定期的または監査役からの指示により、子会社等を含む業務の執行状況を報告する。
 - ニ. リスク管理統括責任者は、定期的または監査役からの指示により担当する部門のリスク管理体制について報告する。
- ⑩ その他監査役からの監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役からの監査に対し、内部監査部門、取締役、使用人は協力する。
 - ロ. 監査役は、代表取締役との定期的な会合をもち、意見交換を行い効果的な監査業務の遂行を図る。
 - ハ. 監査役は、定期的または必要に応じて会計監査人と意見交換を行い、適正な業務の遂行に努める。
 - ニ. 監査役は必要に応じて外部専門家の意見を聞き、適正な監査の維持に努める。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針につきましては、特に定めてはおりません。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	16,048	流動負債	10,037
現金及び預金	4,610	支払手形及び買掛金	3,570
受取手形及び売掛金	8,064	短期借入金	5,494
商品及び製品	3,735	未払法人税等	25
仕掛品	71	賞与引当金	59
原材料及び貯蔵品	282	その他	888
繰延税金資産	4	固定負債	4,902
その他	484	長期借入金	1,881
貸倒引当金	△1,205	繰延税金負債	139
固定資産	8,599	再評価に係る繰延税金負債	426
有形固定資産	6,665	退職給付引当金	1,463
建物及び構築物	2,289	その他	990
機械装置及び運搬具	429	負債合計	14,939
土地	3,602	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	252	株主資本	9,268
その他	91	資本金	2,376
無形固定資産	341	資本剰余金	1,017
借地権	184	利益剰余金	5,934
のれん	6	自己株式	△59
その他	150	評価・換算差額等	438
投資その他の資産	1,592	その他有価証券評価差額金	101
投資有価証券	1,125	土地再評価差額金	403
破産更生債権等	3,212	為替換算調整勘定	△66
その他	251	純資産合計	9,707
貸倒引当金	△2,996	負債及び純資産合計	24,647
資産合計	24,647		

連結損益計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		141,282
売 上 原 価		133,503
売 上 総 利 益		7,779
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,033
営 業 利 益		745
営 業 外 収 益		102
受 取 利 息	29	
受 取 配 当 金	28	
そ の 他	44	
営 業 外 費 用		186
支 払 利 息	99	
為 替 差 損	49	
そ の 他	37	
経 常 利 益		660
特 別 利 益		129
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	129	
特 別 損 失		52
特 別 退 職 金	52	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		737
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	97	
法 人 税 等 調 整 額	3	100
当 期 純 利 益		636

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
前 期 末 残 高	2,376	1,017	5,417	△58	8,752
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△119		△119
当 期 純 利 益			636		636
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	516	△0	515
当 期 末 残 高	2,376	1,017	5,934	△59	9,268

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
前 期 末 残 高	59	3	403	△438	28	8,781
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△119
当 期 純 利 益						636
自 己 株 式 の 取 得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	41	△3	－	372	410	410
当 期 変 動 額 合 計	41	△3	－	372	410	926
当 期 末 残 高	101	－	403	△66	438	9,707

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 9社

連結子会社の名称 ㈱埼玉県魚市場、千葉魚類㈱、川越水産市場㈱、釧路東水冷凍㈱、AERO TRADING CO., LTD.、SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.、東京大田魚市場㈱、豊海東都水産冷蔵㈱、東水フーズ㈱

② 非連結子会社の状況

会社の名称 辰巳産業㈱、(有)埼玉

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用会社 なし

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

非連結子会社 辰巳産業㈱、(有)埼玉

関連会社 東都小揚㈱、埼玉魚市場水販(有)

持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、AERO TRADING CO., LTD.、SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.の決算日は12月31日である。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

なお、親会社決算日と連結子会社決算日を統一して連結財務情報を適正化するため、釧路東水冷凍㈱、豊海東都水産冷蔵㈱、東水フーズ㈱の3社については、決算日を1月31日から3月31日に変更し、事業年度の月数を14ヶ月として連結する方法に変更している。

これによる損益に与える影響額は軽微である。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、当社の賃貸住宅・賃貸冷蔵庫・社宅の一部、当社及び国内連結子会社の平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)は定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

ロ. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお、会計基準変更時差異(385百万円)については、15年による按分額を費用処理している。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。

- ④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めている。
- ⑤ 重要なリース取引の処理方法
 リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっている。
- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法
 繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金
為替予約	外貨建債権・債務
- ハ. ヘッジ方針
 当社の内部規定である「外国為替事務取扱規程」及び「リスク管理要領」に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしている。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法
 ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っている。ただし、特例処理によっている金利スワップ等については、有効性の評価を省略している。
- ⑦ 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用している。
- ⑧ のれんの償却に関する事項
 のれんの償却については、5年間の均等償却を行っている。
- ⑨ 消費税等の会計処理
 税抜方式によっている。
 (会計方針の変更)
 退職給付引当金
 当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用している。
 なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はない。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	206百万円
建物及び構築物	135
機械装置及び運搬具	77
土地	468
計	888

担保に係る債務

短期借入金	1,995百万円
長期借入金（1年以内返済分を含む）	62
計	2,057

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,734百万円

(3) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき事業用土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

① 再評価を行った日

平成14年3月31日

② 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定している。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	40,260	—	—	40,260
合計	40,260	—	—	40,260
自己株式				
普通株式(注)	439	6	—	445
合計	439	6	—	445

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものである。

(2) 配当に関する事項

イ. 配当金の支払

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	119	3	平成21年3月31日	平成21年6月29日

ロ. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	119	利益剰余金	3	平成22年3月31日	平成22年6月30日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により行う方針としている。デリバティブは、金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わないこととしている。

②金融商品の内容及びそのリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を適宜把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

投資有価証券である株式は、市場価額の変動リスクに晒されているが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握している。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが短期の支払期日である。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されているが、先物為替予約を利用してヘッジしている。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は金利上昇リスクを回避するための運転資金並びに設備投資に係る資金調達である。このうち長期のものの一部は、金利の変動リスクに晒されているが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしている。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引である。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていない。

	連結貸借対照表計上額(*1) (百万円)	時価(*1) (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	4,610	4,610	—
(2)受取手形及び売掛金	8,064		
貸倒引当金(*2)	△1,205		
	6,858	6,858	—
(3)投資有価証券	937	937	—
(4)破産更生債権等	3,212		
貸倒引当金(*3)	△2,995		
	217	217	—
(5)支払手形及び買掛金	(3,570)	(3,570)	—
(6)短期借入金	(4,750)	(4,750)	—
(7)長期借入金	(2,625)	(2,622)	2
(8)デリバティブ取引	—	—	—

(*1)負債で計上されているものについては、()で示している。

(*2)受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除している。

(*3)破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっている。

(4)破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。

(5)支払手形及び買掛金、並びに(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(8)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっている。

(8)デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している(上記(7)参照)。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額187百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めていない。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用している。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都や埼玉県を中心に、賃貸オフィスビルや水産物卸売市場、賃貸駐車場等を有している。

(2) 賃貸不動産の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）
2,556	4,282

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）である。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用している。

6. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	243円82銭
② 1株当たり当期純利益	15円98銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月 13 日

東 都 水 産 株 式 会 社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 麻 生 和 孝 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 康 雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東都水産株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東都水産株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第62期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月19日

東 都 水 産 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 中 島 松 壽 (印)

常勤監査役 政 本 富 士 男 (印)

社外監査役 河 合 健 一 郎 (印)

社外監査役 小 竹 誠 (印)

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部		
流動資産	11,237	流動負債	8,112
現金及び預金	1,437	支払手形	1
売掛金	5,298	受託販売未払金	244
商品及び製品	2,888	買掛金	1,959
前渡金	15	短期借入金	4,670
前払費用	6	関係会社短期借入金	750
関係会社短期貸付金	1,784	未払金	78
未収入金	300	未払費用	284
その他	34	未払法人税等	19
貸倒引当金	△528	預り金	58
固定資産	6,264	前受収益	7
有形固定資産	3,480	賞与引当金	37
建物	1,315	固定負債	3,311
機械及び装置	181	長期借入金	1,655
工具、器具及び備品	40	繰延税金負債	132
土地	1,934	再評価に係る繰延税金負債	408
その他	8	退職給付引当金	645
無形固定資産	203	長期預り保証金	470
借地権	178	負債合計	11,423
ソフトウェア	16	純資産の部	
その他	8	株主資本	5,710
投資その他の資産	2,579	資本金	2,376
投資有価証券	975	資本剰余金	959
関係会社株式	1,355	資本準備金	953
関係会社長期貸付金	672	その他資本剰余金	6
破産更生債権等	2,470	利益剰余金	2,433
その他	120	利益準備金	594
貸倒引当金	△2,358	その他利益剰余金	1,839
投資損失引当金	△656	固定資産圧縮積立金	99
資産合計	17,501	別途積立金	753
		繰越利益剰余金	987
		自己株式	△59
		評価・換算差額等	367
		その他有価証券評価差額金	93
		土地再評価差額金	274
		純資産合計	6,078
		負債及び純資産合計	17,501

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		89,592
売 上 原 価		85,353
売 上 総 利 益		4,239
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,955
営 業 利 益		283
営 業 外 収 益		912
受 取 利 息 及 び 配 当 金	896	
そ の 他	16	
営 業 外 費 用		104
支 払 利 息	93	
そ の 他	11	
経 常 利 益		1,091
特 別 利 益		98
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	98	
特 別 損 失		393
関 係 会 社 株 式 評 価 損	190	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	156	
特 別 退 職 金	47	
税 引 前 当 期 純 利 益		795
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2
法 人 税 等 調 整 額		△1
当 期 純 利 益		795

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から)
(平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株 主 資 本										自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				利益 剰余金 合計			
		資 本 準備金	その 他 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金						
					固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金					
前 期 末 残 高	2,376	953	6	959	594	101	2,153	△1,091	1,757	△58	5,035	
当 期 変 動 額												
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2	—		—	
別途積立金の取崩							△1,400	1,400	—		—	
剰余金の配当								△119	△119		△119	
当期純利益								795	795		795	
自己株式の取得										△0	△0	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）												
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△2	△1,400	2,078	676	△0	675	
当 期 末 残 高	2,376	953	6	959	594	99	753	987	2,433	△59	5,710	

項目	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
前 期 末 残 高	64	3	274	342	5,377
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の取崩					—
別途積立金の取崩					—
剰余金の配当					△119
当期純利益					795
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	29	△3	—	25	25
当期変動額合計	29	△3	—	25	700
当 期 末 残 高	93	—	274	367	6,078

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------------|--|
| ① 関係会社株式 | 総平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定) |
| 時価のないもの | 総平均法による原価法 |
| ③ デリバティブ | 時価法 |
| ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品 | 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------|---|
| 有形固定資産 | 定率法
なお、賃貸住宅・賃貸冷蔵庫・社宅の一部及び平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)は定額法 |
|--------|---|

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 |
| ② 投資損失引当金 | 投資に係る損失に備えるため、被投資会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上している。 |
| ③ 賞与引当金 | 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。 |
| ④ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理することとしている。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による |

定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっている。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ	借入金
為替予約	外貨建債権・債務

③ ヘッジ方針

当社の内部規定である「外国為替事務取扱規程」及び「リスク管理要領」に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしている。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っている。ただし、特例処理によっている金利スワップ等については、有効性の評価を省略している。

(7) 消費税等の会計処理

(会計方針の変更)

退職給付引当金

当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用している。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はない。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	206百万円
建物	135
機械及び装置	77
土地	338
計	758

担保に係る債務

短期借入金	1,995百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	3,147百万円
(3) 保証債務	188百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	1,991百万円
長期金銭債権	672百万円
短期金銭債務	1,286百万円

- (5) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

① 再評価を行った日

平成14年3月31日

② 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定している。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	2,556百万円
② 仕入高	2,701百万円
③ 営業取引以外の取引高	845百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
自己株式				
普通株式	439,792	6,038	—	445,830
合計	439,792	6,038	—	445,830

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものである。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	649百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	333
投資損失引当金繰入否認	266
賞与引当金損金算入限度超過額	15
投資有価証券評価損否認	445
ゴルフ会員権評価損否認	12
繰越欠損金	764
その他	10
繰延税金資産小計	<u>2,498</u>
評価性引当金	<u>△2,498</u>
繰延税金資産計	—
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△67
その他有価証券評価差額金	△64
繰延税金負債計	<u>△132</u>
繰延税金負債の純額	<u>△132</u>
再評価に係る繰延税金負債	
土地	△408

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりである。

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
車 輛 運 搬 具	4	3	0
工具、器具及び備品	98	75	23
計	102	78	24

取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	16百万円
1年超	7
合計	24

未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	64百万円
減価償却費相当額	64百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はない。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社等	川越水産市場㈱	50	水産物卸売業	100.0	兼任2名	融資	資金の貸付	130	短期貸付金	400
							利息の受取	4	未収入金	0
	東京大田魚市場㈱	125	水産物卸売業	100.0	兼任2名	融資	資金の貸付	30	短期貸付金	30
							利息の受取	—	長期貸付金	260
	豊海東部水産冷蔵㈱	180	冷蔵倉庫業	100.0 間接 (50.0)	兼任3名	融資	資金の貸付	260	短期貸付金	250
							利息の受取	3	未収入金	0
	東水フーズ㈱	45	水産物製造加工冷蔵倉庫業	100.0	兼任3名	融資	資金の貸付	1,980	短期貸付金	780
							利息の受取	—	長期貸付金	412
	鉦路東水冷凍㈱	30	水産物製造加工冷蔵倉庫業	100.0	兼任3名	融資	資金の貸付	1,467	短期貸付金	324
							利息の受取	3	未収入金	0
	橋塚玉泉魚市場	376	水産物卸売業、冷蔵倉庫業、不動産賃貸業	100.0	兼任1名	融資	資金の借入	700	短期借入金	700
							利息の支払	8	未払費用	0
	AERO TRADING CO.,LTD.	千C \$ 1,362	水産物製造加工業	100.0	兼任2名	水産物の仕入	仕入	1,809	買掛金	514

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 ① 水産物の仕入については、市場価格を勘案して決定している。
 ② 資金の貸付、借入については、市場金利を勘案して設定している。
 3. 鉦路東水冷凍㈱の銀行借入に対する債務保証である。

8. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 152円66銭
 ② 1株当たり当期純利益 19円98銭

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月 13 日

東 都 水 産 株 式 会 社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 麻 生 和 孝 ㊤

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 康 雄 ㊤

業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東都水産株式会社
の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第62期事業年度の計算
書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別
注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその
附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から
計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に
準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属
明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求め
ている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及び
その適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体として
の計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査
法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断して
いる。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一
般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びそ
の附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において
適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定によ
り記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月19日

東 都 水 産 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役	中 島	松 壽	㊟
常勤監査役	政 本	富 士 男	㊟
社外監査役	河 合	健 一 郎	㊟
社外監査役	小 竹	誠	㊟

以 上

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
(お問合せ先)	
証券会社に口座をお持ちの場合	お取引の証券会社にお問合せください。
特別口座の場合	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-288-324 (フリーダイヤル) みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店
株式取扱手数料	名義書換手数料 無料 単元未満株式買取手数料 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告方法	電子公告にて当社ホームページ (http://www.tohsui.co.jp/) 上に掲載いたします。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。なお、当社の決算情報もホームページにIR情報として掲載しておりますので、併せてご覧ください。